

# 職域肝炎ウイルス検査促進事業実施要領

## 第1 目的

本県は、肝炎ウイルス保有者、肝がん死亡者等が多く、30歳から60歳にかけての世代における肝炎ウイルス検査の受検率が低調にあり、「働く世代」への肝疾患対策の啓発が急務となっている。このため、県内の多くの事業所が加入する全国健康保険協会で実施される肝炎ウイルス検査の受検者負担を無料化し、受検を促進するとともに、検査陽性者に早期の受診を促し、ひいては肝疾患の重症化予防を図る。

## 第2 実施主体

佐賀県

## 第3 対象者

「全国健康保険協会管掌健康保険・肝炎ウイルス検査実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に定められる対象者であって、佐賀県内に住所を有する者。

## 第4 事業委託先

本事業を実施するにあたり、適切に業務を遂行することができると判断された団体を事業委託先とする。

## 第5 実施方法

### （1）受検者への確認等

事業の委託先団体は、受検者へ実施要綱で定める検査申込書で受検歴及び本事業への参加の意向の確認等を行い、対象者であることを確認し、結果通知、データベースへの登録及び事後指導等について同意を得たうえで、実施要綱に定められた肝炎ウイルス検査を実施する。

また、検査を希望しないものに対し、その理由を記載した申込書を回収することに努める。

### （2）実績報告及び費用の請求等

実施要綱に定められる受検者の自己負担額（最高582円）を、委託先団体が一時的に負担し、協会けんぽへの請求に対する審査後に月単位等の委託料（受検者一人あたりの委託料単価に受検者数を乗じた額と消費税及び地方消費税を加算した額（円未満切り捨て））を実績報告書兼請求書（様式例第1号）に次の書類を添付して県へ請求する。

ただし、協会けんぽの審査で検査費用が協会けんぽの負担の対象外となった者について

ては、県に実施要綱に基づく協会けんぽ負担分も併せて検査にかかる費用を請求することができる。

① 検査申込書の写し

② 陽性者名簿（様式例第 2 号）※陽性者がいる場合のみ

また、実績報告は、検査を実施した翌月末までに行うことに努めること。なお、当該年度中に実施した検査は、検査を実施した年度の 3 月 31 日までに実績報告を行うこと。

### （3）検査陽性者への受診勧奨

委託先団体は、受検者に対して検査結果を適切に伝えけるとともに、検査結果が陽性であった受検者に対しては、精密検査の受診勧奨を行うものとする。

## 第 6 その他

この実施要領に規定されていない検査方法、検査実施機関、検査費用等については、実施要綱の規定に従うものとする。

### 附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。